

## 鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領

### 1 趣旨

この要領は、鴻巣市が発注する土木工事における、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義等

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「週休2日」とは、契約工期のうち、対象期間における4週8休以上の現場閉所率（現場閉所日の日数を対象期間の日数で徐することにより算定した割合）を達成することをいう。
- (2)「対象期間」とは、契約工期のうち、現場施工着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手する日）から現場施工完了日（後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。
- (3)「現場閉所」とは、対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業のみを行う場合も含む。）をいう。
- (4)「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (5)「現場閉所（現場休息）日」とは、対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日をいう。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。
- (6)「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

### 3 対象工事

モデル工事は、原則として、全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事はモデル工事としないことも可能とする。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事

#### 4 発注方式

- (1) モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定する。
  - ア 発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）
  - イ 受注者希望型（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）
- (2) 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。
- (3) モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき、入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

#### 5 適正な工期の確保

- (1) 発注者は、公共土木工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、次の事項に留意して適正な工期を確保しなければならない。
  - ア 契約工期の設定に当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間等に加え、週休2日の実施に係る受注者及び発注者の事務処理期間として、14日を上乗せすることを標準とする。
  - イ 一つの工事現場において、分離発注工事、各種インフラ工事などの後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施するものとする。
- (2) 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。
  - ア 受注者と発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
  - イ 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
  - ウ 工事の中止や工事の一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
  - エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
  - オ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

#### 6 積算及び変更方法等

- (1) 発注者指定型においては、予定価格の算出に当たり、次の表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、現場施工完了後に現場閉所の達成状況

を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

(2) 受注者希望型においては、予定価格の算出に当たり、次のアに掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、現場施工完了後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、閉所状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.03	機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.04

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.01	機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

## 7 実施方法等

(1) 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、工事記録により発注者と協議を行い、実施の有無を決定する。

(2) 受注者は、現場施工着手前に次のとおり対応するものとする。

ア 現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（様式第1号）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

イ 分離発注工事については、受注者間で協議し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整したうえで休日取得計画書（様式第1号）を発注者に提出する。

ウ 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出する。

エ 対象期間中、モデル工事であることを示すPR掲示図（様式第3号）の例によりPR掲示図を作成し、工事現場に設置する。

(3) 受注者は、対象期間中、次のとおり対応するものとする。

ア 発注者が確認した休日取得計画書（様式第1号）の計画期間が終了する7日前までに翌28日分の休日取得計画書（様式第1号）を提出し、休日の取得計画について再度発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

イ 発注者が確認した休日取得計画書（様式第1号）の計画期間が終了する日から7日間のうちに、休日取得実績書（様式第2号）を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

ウ 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行うことができるものとし、現場閉所日の振替は、計画の変更が確定した段階で、事前に工事記録等の書面を提出し、発注者の承認を受けることとする。なお、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後の提出も可とする。

また、原則として、該当する作業日の前後7日以内に、振替の現場閉所日を設定するものとする。

エ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(4) 受注者は、現場施工完了後、次のとおり対応するものとする。

現場施工完了日から14日以内に、対象期間全ての休日取得実績書（様式第2号）及び休日取得実績書【集計表】（様式第2号の2）を提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(5) 発注者は、対象期間中において、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努めるものとする。

## 8 工事成績評定における評価

発注者は、工事成績の評定に当たり、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて、次のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)	2点	2点
4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率25.0%以上28.5%未満)	—	1点
4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率21.4%以上25.0%未満)	—	0.5点

※加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評定の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

## 9 アンケート調査

受注者は、工事完成届の提出日から工事完成検査日まで、別に定めるアンケート調

査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

## 10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

### 附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への週休2日制モデル工事である旨を明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(1 1) その他

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※型)の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」又は「受注者希望」を記入

<特記仕様書>

週休2日制モデル工事

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※型)の試行対象工事である。

試行の実施は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。

※発注方式により、「発注者指定」又は「受注者希望」を記入

様式第3号

PR掲示図（例）

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則  
○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。  
皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

発注者 鴻巣市 鴻巣市長○○

受注者 ○○建設株式会社

※ 大きさはA3サイズ以上とする。

※ 工事現場の見やすい場所に設置